

平成 31 年度宮城大学入学志願者の皆様へ

宮 城 大 学

東日本大震災被災世帯の入学志願者に対する 入学金及び授業料の減免について

東日本大震災により被害を受けた入学志願者及びご家族の皆様にご心からお見舞い申し上げます。

本学では、東日本大震災により被害を受けた世帯の入学志願者が、大学進学を断念することのないように、被災世帯に対する経済的支援として、入学者に対する入学金及び授業料の減免を行っており、平成 31 年度も引き続き実施する予定となりましたのでお知らせします。

減免を実施することが正式決定した際は、改めて本学ウェブサイト、合格者宛てにお知らせいたしますので、ご確認願います。

なお、下記の制度概要は現在検討中のものです。申請要件及び手続きなどの詳細につきましては、平成 31 年 3 月に送付する入学案内書類に同封する予定です。

記

◆被災世帯の入学者に対する入学金及び授業料減免制度の概要（平成 31 年度）

東日本大震災により、入学者と生計を一にする家計支持者（入学者が独立生計者の場合は本人）が 下表の被災区分①～③のいずれかに該当する場合、被災の程度に応じ、入学金及び平成 31 年度授業料の全額又は半額を免除します。

被災区分	入学金・授業料の免除額
① 住居の全壊、全焼、流失	被災の程度に応じ 全額又は半額免除
② 住居の大規模半壊	
③ 住居の半壊、半焼	

- ※1 住居は原則として家計支持者の自己所有とし、東日本大震災にかかる災害救助法適用市町村内にある場合に限りませんが、特別の事情がある場合はこの限りではありませんので個別にご相談ください。
- ※2 次のいずれかに該当する場合、減免割合の引下げ又は減免対象外となる場合があります。
 - ・入学後に一定基準以上の給付型奨学金を受給する学生（授業料）
 - ・入学後に一定の成績基準を満たさない学生（授業料）
- ※3 入学金の減免を希望する場合には、所定の期間内に申請が必要です。既に入学金を納付している入学予定者の皆さまには、正式決定後、別途減免に関する手続きをお知らせいたします。
- ※4 授業料は、入学後に前期・後期それぞれ別途指定する期日までに授業料免除申請書を提出してください。

該当条件や申請手続きなど不明な点につきましては、下記の問い合わせ先にお問い合わせください。また、本学には東日本大震災の被災に関わらず、経済的理由により授業料の納付が困難で、かつ、学業成績が優良である場合、授業料の全額又は半額を免除する制度もあります。詳細については、大学のウェブサイト等でお知らせしますのでご確認ください。

◆問い合わせ先

【入学金】

事務局企画・入試課 入試グループ 電話 022-377-8595

【授業料】

事務局学務課 学生支援グループ 電話 022-377-8215